第二百六十四条第一項第二号の次に次の一号を加える。

四　二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前号に掲げる基準に適合するものとする。

イ　施行規則第62条の３第１項の規定に基づきその型式について認定を受けた原動機付自転車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器

ロ　協定規則第41号第４改訂版補足第３改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

第二百六十四条第三項を次のように改める。

3　原動機付自転車に備える消音器は前項第六号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一　原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km／h以下のもの又は三輪以上のものに限る。以下この号において同じ。）　次のいずれかに該当する消音器

イ　次のいずれかの表示があるもの

(1)　型式認定原動機付自転車の製作者が、当該型式認定原動機付自転車に備える消音器に行う表示

(2)　別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示

(3)　協定規則第９号、第41号若しくは第63号又はこれと同等の欧州連合指令に適合する原動機付自転車が備える消音器に表示される特別な表示

(4)　協定規則第92号又はこれと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

ロ　次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

(1)　公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が79dB以下であることが運行の際に明らかである原動機付自転車

(2)　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第９号、第41号若しくは第63号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

二　原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。）　次のいずれかに該当する消音器

イ　次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの

(1)　細目告示第252条第１項第３号の基準に適合する型式認定原動機付自転車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器

(2)　別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器

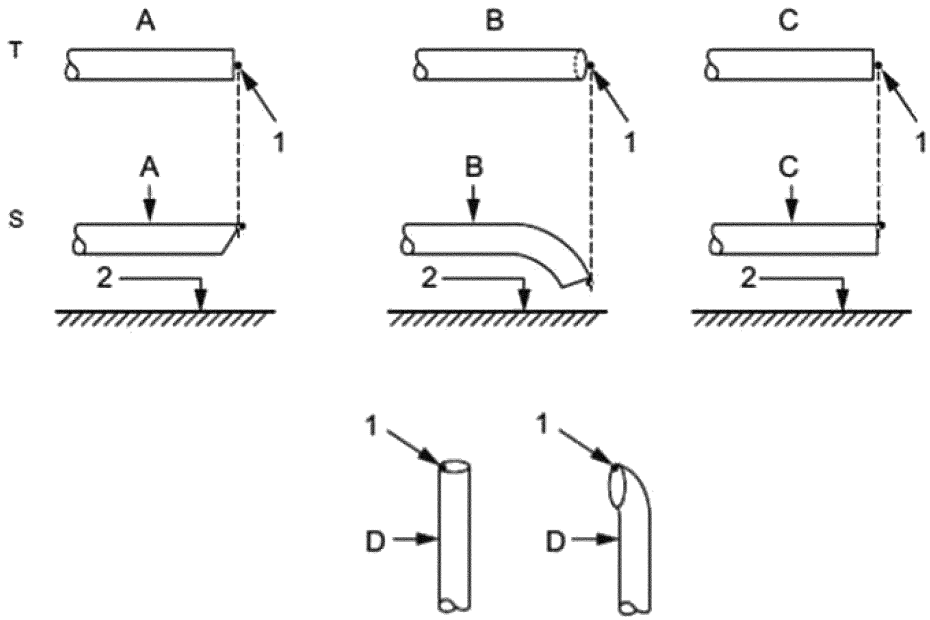
ロ　次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

(1)　公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

(2)　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第４改訂版補足第３改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

別添111十六３・２・６１中「最外側から」を「最外側から、細目告示第118条第１項第４号ロ、ハ、第196条第１項第３号イ、ロ、第268条第１項第４号ロ、第284条第１項第３号の規定が適用される自動車にあっては、図１に示す基準点から」に、「図」を「図２」に改め、同項３・２・６11中「場合」の下に「（細目告示第118条第１項第４号ロ、ハ、第196条第１項第３号イ、ロ、第268条第１項第４号ロ、第284条第１項第３号の規定が適用される自動車にあっては、マイクロホンの位置が排気管に最も近い車両の側面から0.2m未満となる場合を含む。）」を加え、同項３・２・６中「二輪自動車」の下に「及び側車付二輪自動車」を加え、「回転速度が毎分5000回転を超えるもの」の下に「又は細目告示第118条第１項第４号ハ若しくは第196条第１項第３号ロの規定が適用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分7500回転以上のもの」を加え、「回転速度±100min^{-1}{rpm}」を「回転速度（細目告示第118条第１項第４号ハ若しくは第196条第１項第３号ロの規定が適用される自動車のうち、原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超え、7500回転未満のものにあっては、3750）±100min^{-1}{rpm}」に改め、同項３・３・中「二輪自動車」の下に「及び側車付二輪自動車」を加え、「回転速度が毎分5000回転を超えるもの」の下に「又は細目告示第118条第１項第４号ハ若しくは第196条第１項第３号ロの規定が適用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分7500回転以上のもの」を加え、「回転速度±100min^{-1}{rpm}」を「回転速度（細目告示第118条第１項第４号ハ若しくは第196条第１項第３号ロの規定が適用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超え、7500回転未満のものにあっては、3750）±100min^{-1}{rpm}」に改め、「「原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度＋０、－50min^{-1}{rpm}」」の下に「（細目告示第118条第１項第４号ロ、ハ若しくは第196条第１項第３号イ、ロの規定が適用される自動車にあっては、「原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度の95％の回転速度±100min^{-1}{rpm}」）」を加え、別添111十六の図を図２に改め、同項３・３・の次に次の図を加える。

図１



T：上面図
S：側面図
1：基準点
2：路面
A：斜めカット管
B：曲げ管
C：直管
D：縦管